

手数料条例改正に伴う行政文書等管理条例の改正について

1 報告の経緯

改正行政不服審査法が施行されることに伴い、行政文書等管理条例について、規定を整備する必要が生じたので、第1回管理委員会に改正概要を説明し、最終的な条例案を第2回管理委員会に事後報告していた。

このたび、審査請求に係る写しの作成費用について手数料条例で定めることとし、平成28年2月の定例県議会に熊本県手数料条例の改正案及び管理条例の改正案を提案したため、それについて今回報告するもの。

施行日は平成28年4月1日を予定している。

2 改正の概要

熊本県手数料条例の改正に伴い、提出資料の写しの作成に要する費用について手数料条例で規定するため、管理条例における規定を整理する。（第25条第4項関係）

3 改正点

別添「熊本県行政文書等の管理に関する条例新旧対照表」のとおり